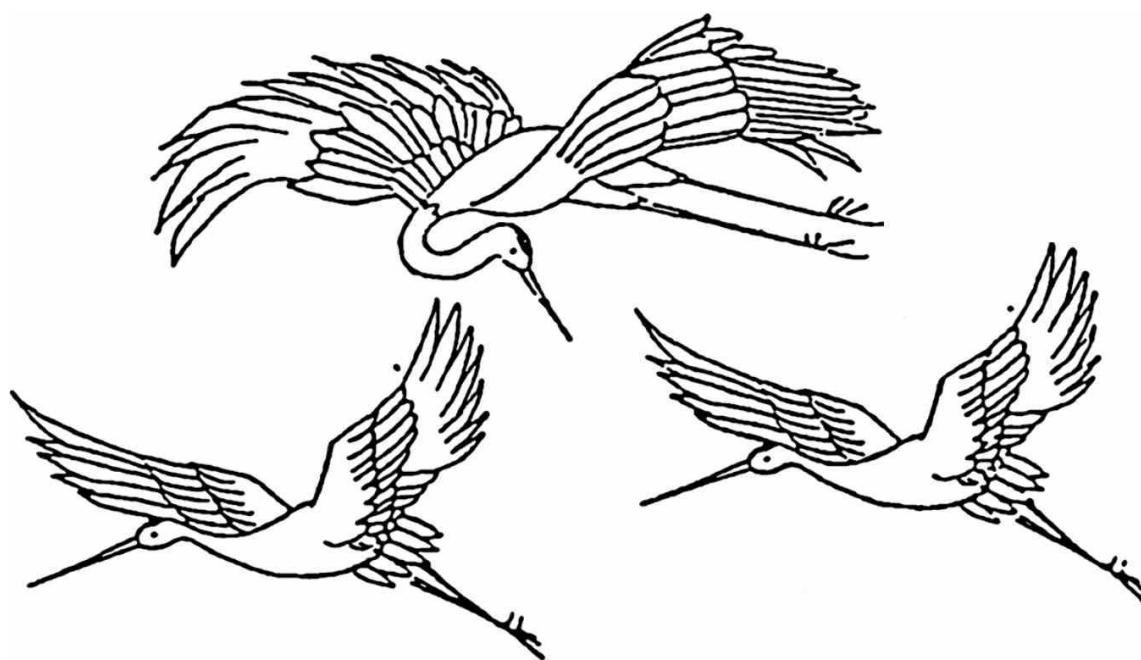


鶴が丘三丁目町内会規約

町内会規約	1P～4P
慶弔規定	5P
見舞金について	6P
集会所管理規定	7P



仙台市泉区鶴が丘三丁目町内会

鶴が丘三丁目町内会規約

第1条(名称)

本会は鶴が丘三丁目町内会と称する。

第2条(目的)

本会は第4条に定める会員相互の親睦と福祉の増進を図り、より良い環境を作ることを目的とする。

第3条(事務所)

本会の事務所は鶴が丘三丁目17-3の鶴が丘三丁目集会所に置く。

第4条(会員)

① 会員資格

- (1) 鶴が丘三丁目内に居住し、かつ、町内会加入申込書を提出し、町内会長がこれを受理した時
- (2) 地域内の法人、組合、店舗等も会員となることができる

② 入退会及び資格喪失

本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届けなければならない。ただし、半年間会費を滞納した場合、会員資格喪失となる

③ 会費

会員は別に定める会費を納入しなければならない

第5条(業務)

本会は第2条の目的を達成するため、次の事項に関する業務を行う。

- ① 集会所、ゴミ集積所等共用施設の維持管理に関する事項。
- ② 衛生及び清掃に関する事項。
- ③ 教育、文化及び厚生に関する事項。
- ④ 交通安全、防犯及び行政官庁に対する協力に関する事項。
- ⑤ その他本会の目的達成のため必要と認める事項。

第6条(会計)

- ① 本会の会計は毎年4月1日から3月31日迄とする。
- ② 本会の運営に必要な経費は第7条に定める会費、寄付金、及び補助金等をもって支弁する。

第7条(会費)

第4条第3項に定める会員の会費は通常会費、特別会費及び臨時会費とする。

- ① 通常会費については、毎月次に定める額とする。ただし、半年払いもしくは年払いとする事が出来る。
(月額400円)
- ② 特別会費については、第4条第2項に定める会員について適用し、その額については、

総会において定める。

- ③ 臨時会費については、必要の都度総会において決定された額を納入する。

第8条(役員、監事及び集会)

本会には、次の役員、監事及び集会を設ける。

役員 会長1名 副会長2名 会計2名 委員若干名

監事 若干名

集会 総会、役員会及び地区、班集会

第9条(役員、監事の選任及び任期)

- ① 役員及び監事は、総会によって選出される。
- ② 会長は役員との互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
- ③ 役員任期は就任の日から翌々年の定例総会までの日までとする。
- ④ 役員再任は妨げない。

(顧問)

役員会の推薦を経て総会の承認により若干名置くことが出来る。仕事は町内会の要請があった時、意見を具申する。

第10条(会長、副会長)

- ① 会長は、町内会を代表し、本規約に定める業務の遂行を統轄する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

第11条(会計ならびに監事)

会計は、本会の会計を担当し監事は本会の会計監査を行う。

第12条

第5条に定める業務を分担し、会長を補佐するために次の委員を置き委員会を構成する。

- (1)総務広報委員 (2)社会防犯防災委員 (3)保健衛生委員 (4)文化体育委員 (5)婦人委員

前項の委員、委員長は総会において選任する

第13条(委員の業務)

委員は、次の運営事項を担当する。

- ① 総務広報委員

集会所の管理、各種会議の企画、県市政だより、その他団体からの回覧物の配付、各種文書整理保管、各役員相互の連絡、福祉に関する業務、募金に関する事項、表彰、慶弔、見舞金に関する事項。

- ② 社会防犯防災委員

青少年に関する事項、街灯の維持管理、防災防犯交通安全に関する事項。

(街灯に関しては、泉区役所との連絡業務)

- ③ 保健衛生委員

保健衛生に関する事項。

④ 文化体育委員

各種文化、スポーツ行事に関する事項。

⑤ 婦人委員

婦人の福祉文化、女性防火クラブに関する事項。

第14条(地区長及び班長)

- ① 町内会地域を数個の地区に分け、各地区内の会員により数個の班を構成する。
- ② 地区及び班では、各地区長、班長を所属会員の互選により選出する。
- ③ 地区長、班長の任期は就任の日から次の定例総会の日までとする。
- ④ 地区長、班長は、地区、班を代表し、本会の運営に協力し、所属区域の町内活動を推進する。
- ⑤ 町内会地域の地区割、班割については、別途役員会において定める。

第15条(総会)

- ① 総会は代議員制(旧班長)とする。
- ② 総会は定例総会及び臨時総会とする。
- ③ 定例総会は年1回、年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを招集する。
- ④ 臨時総会は必要の都度、会長がこれを招集する。
ただし、会員の1/4以上の要求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- ⑤ 定例総会の付議事項は次のとおりとする。
 - ア 前年度の事業及び決算報告。
 - イ 新年度の事業及び予算。
 - ウ 役員を選出
 - エ 規約の改廃に関する事項。
 - オ その他重要事項。
- ⑥ 総会は代議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって、その議事及び本規約を決する。
- ⑦ 会長は総会を招集する時は、会日の10日前までに代議員に付議事項を示し、各会員に通知するものとする。ただし緊急の場合は、この日数にかかわらず招集することが出来る。
- ⑧ 総会において役員を除き代議員の中から議長を選出する。
- ⑨ 総会の議決権は、委任状を会長に提出することによって行使することが出来る。
なお、指定された期日内に委任状が提出されない場合には、会長に委任されたものとみなす。

第16条(役員会)

- ① 役員会は、必要の都度、会長がこれを招集する。
但し、役員全員の1/4以上の要求があるときは、会長は臨時役員会を招集しなければならない。
- ② 役員会は役員2/3以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

- ③ 会長は役員会を招集する時は、会日の10日前までに付議事項を示し、各役員に通知するものとする。
- ④ 役員会においては、別段の決議をした場合を除き、会長が議長となる。

第17条(地区、班長会)

地区長、班長は総会及び役員会の付議事項その他本会の運営に関し随時地区、班員の意見をとりまとめる。

第18条(加入申込書等の保管)

町内会加入申込書及び本規約原本は、会長がこれを保管する。

第19条(鶴が丘他町内会との協議事項)

他町内会との協議が必要な事項が発生した場合、会長以下役員がその任にあたる。

第20条(細則)

本会の目的を円滑に達成するために役員、地区長、班長の業務、慶弔の基準等について本規約に基づいた細則を定めることが出来る。

- ① 地区長、班長の選出については各区のローテーションに従い選出する。その際、選出から除外される対象は現職の役員と高齢などにより業務遂行が困難となる者で班の合意を得た者とする
- ② 新たな役員の選出は役員会で決めた地区から選出する。その際、各地区から平均して選出できるようにする

第21条(旅費)

仙台市、泉区などの行事に参加の時は、仙台市1,500円、泉区1,000円を支払う

(付則)

- ① 本町内会は鶴が丘自治会を継承するものとする。
- ② 本規約は昭和54, 56, 57年一部改正する。
- ③ 本規約は昭和54年4月17日一部改正する。
- ④ 本規約は昭和60年4月7日一部改正する。
- ⑤ 本規約は平成13年4月15日一部改正する。
- ⑥ 本規約は平成28年4月17日一部改正する。
- ⑦ 本規約は令和4年4月10日一部改正する。
- ⑧ 本規約は令和6年4月14日一部改正する。

鶴が丘三丁目町内会慶弔規定

町内会在住の会員について、慶弔規定を下記のとおり規定する

申請は世帯主(世帯主が亡くなった場合は同居の親族)が行うものとする

請求者は班長にその旨を報告し、班長は速やかに請求手続きを行う。

1. お祝いの場合

(1) 出産祝い

1人につきお祝い金 5,000 円を差し上げる。

(2) 二十歳の祝い

1人につきお祝い金 2,000 円相当のお祝い品の贈呈。

(成人の日に差し上げる)

(3) 長寿祝い

95歳を迎えられた方に金 10,000 円、88歳(米寿)を迎えられた方に金 3,000 円、80歳(傘寿)と77歳(喜寿)を迎えられた方に金 2,000 円を贈呈する。

(敬老の日に差し上げる)

2. 御不幸の場合

(1) 死亡された、ご家族に御香料として金 10,000 円を差し上げる。

3. お見舞いの場合

(1) 病气見舞いについて

町内会行事等に多大な貢献をされた方で、長期入院(20日以上)の場合にお見舞金 5,000 円を差し上げる。差し上げる方の人選については、役員会にて決定する。

(2) 町内会行事等で障害を受けられた方には金 5,000 円を差し上げる。

(3) 火災見舞いについて

地震災害等の場合を除き、火災等により被害を受けられた御家族に、お見舞金 10,000 円を差し上げる。

4. 支払期限

各項目の支払い手続きは発生から1年以内とする

付則

この規定は平成 25 年 4 月 21 日一部改正施行した。

この規定は平成 30 年 4 月 15 日一部改正令和元年 4 月 1 日施行した。

この規定は令和 4 年 3 月 15 日一部改正令和 4 年 4 月 1 日施行した。

この規定は令和 5 年 4 月 9 日一部改正令和 5 年 5 月 1 日施行した。

この規定は令和 6 年 4 月 14 日一部改正令和 5 年 5 月 1 日施行した。

見舞金について

1. 火事見舞い

- (1) 当事者には、金 30,000 円を支給する。
- (2) 近隣で罹災証明書を受けた方には、金 10,000 円を支給する。

2. 町内会事業時見舞金

- (1) 町内会事業時の事故に関しては、自治会活動保険(東京海上日動)にて対応する。
- (2) 町内会としての見舞金支給金額(3,000 円、5,000 円、10,000 円)は、三役協議、又は、会長が決定する。

3. その他

火災での他団体との取り組みとその流れについて(説明) (↓ = 報告、↑ = 活動)

火災発生

↓ ↑

消防署 (消火活動、罹災証明発行等)

↓

区役所

↓

社会福祉協議会

↓

日本赤十字社 火災当事者及び罹災当事者に対して支援を行う。
(義援金、毛布、日用品等の支給)

※但し、支援を必要とする人は当事者より区役所に申請する事が必須である。

鶴が丘三丁目町内会集会所管理運営規程

鶴が丘三丁目町内会

(対象とする集会所と目的)

1. 鶴が丘三丁目町内会は「三丁目集会所」の管理責任を仙台市から委託されているため、その適切な管理の仕方についてここに定める。

(管理者とその業務)

2. 町内会長は、集会所の予約・鍵の貸与・使用料金徴収などを行う管理者を任命する。

(使用期間と時間割)

3. 使用区分は【9:00～13:00】 【13:00～17:00】 【17:00～21:00】を原則とする。

(予約の可能期間)

4. 使用予定日の30日前から前日までに予約されなければならない。

なお、予約受付時間は13:00～18:00までとする

(使用料金)

5. 当町内会関係、当町内会が補助・費用分担の対象とする団体、子ども会、保育所、幼稚園ならびに役員会で承認された団体は無料とする。
6. 上記5項以外の団体あるいは個人は、使用区分ごとに500円を徴収する。

(遵守事項)

7. 集会所を使用する団体の責任者は、掲示されている注意事項を遵守し、建物・設備の良好な使用に努めなければならない。使用后すべての場所の整理・清掃および火気・戸締りについて管理者に報告する。

(疑義が生じた場合の対処)

8. 使用にあたって疑義が生じた場合は、町内会長、総務担当者がその解決にあたる。

(施行)

9. 令和6年5月1日から当規程は施行される。